

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第4回）検討結果

<p>(1) 人権の尊重 (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想】 ●本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (人権の尊重) 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p> <p>【条例案】 (人権の尊重) 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。</p> <p>【条例解説案】 ●参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。</p>
<p>(2) 市民投票原則 (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想】 ●市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。</p> <p>【条例原案】 (市民投票の原則) 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>【条例案】 (市民投票の原則) 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>【条例解説原案】 ●市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。</p> <p>【条例解説案】 ●市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。</p>

(3) 市民投票要件
(条例案及び条例解説案)

【基本構想】

- 市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。
- 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。

【条例原案】

(市民投票要件)

市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

- 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。
- 3 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。この場合において議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。
- 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【条例案】

(市民投票要件)

市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

- 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。
- 3 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、別に定める。この場合において議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。
- 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【条例解説原案】

- 地方自治法第12条第1項及び第74条第1項の規定により、条例の制定請求権があり、この直接請求に基づき市民は「市民投票条例」の制定を請求することができることとの規定です。

【地方自治法】

第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- 市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。

- 市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその後の方法等は、個別の事案ごとに別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、事案に応じて定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。

- 市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あ

らかじめ投票結果の取扱いを定めておくとする規定です。

【条例解説案】

- 市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。
- 市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。
- 市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその後の方法等は、別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。
- 市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱いを定めておくとする規定です。